

住宅型有料老人ホームmiles 利用料金のご案内

2023.10.1改定

1ヶ月の利用料

=

基本料金 + 介護保険費用（利用分） + その他の費用（医療保険自己負担分など）

1. 毎月の料金

区分	家賃	管理費			食費	金額
		共益費/施設維持費	リネン費	生活サポート費		
要支援1	32,000	9,000	3,000	60,000	37,500	141,500
要支援2	32,000	9,000	3,000	60,000	37,500	
要介護1	32,000	9,000	3,000	30,000	37,500	111,500
要介護2	32,000	9,000	3,000	30,000	37,500	
要介護3	32,000	9,000	3,000	17,000	37,500	98,500
要介護4	32,000	9,000	3,000	17,000	37,500	
要介護5	32,000	9,000	3,000	17,000	37,500	

【料金項目の内訳】

家賃	月途中での入退居は、日割り計算にて算定します。
管理費	共益費（施設維持費・水道光熱費・厨房管理費）9,000円／リネン費 3,000円 ／生活支援サポート費（病院受診、状態把握・安否確認・相談支援・緊急時対応・その他） ※管理費内訳の生活サポート費は、介護度が高くなるほど安くなります。（介護保険使用のため） ※入退居・入院時は、日割り計算とします。
食費	朝食代350円、昼食代450円、夕食代450円 ※月固定費とし、欠食申請は、事前に申し出を要す（5日前申請）外部サービス、事前申請があった際は、提供しない場合は各食事代は請求いたしません。 （備考：28日、30日、31日の月であっても37,500円の固定額とする）
電気料金	管理費；共益費（施設維持費）を含む
水道・ガス料金	上記の管理費を含む
月額	介護区分にて異なる（上記にて示す）
	金融口座振替とし、毎月27日に引落

2. 介護保険費用（自己負担分）

介護度 区分	利用限度額 (基本枠)	自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	50,320	5,032	10,064	15,096
要支援2	105,310	10,530	21,062	31,593
要介護1	167,650	16,765	33,530	50,295
要介護2	197,050	19,705	39,410	59,115
要介護3	270,480	27,048	54,094	81,144
要介護4	309,380	30,938	61,876	92,814
要介護5	362,170	36,217	72,434	108,651

3. 個別のご利用でいただく料金

介護保険利用料	自己負担分	個別に契約をしていただきます。
理美容代	実費	施設提携の訪問理美容業者へ依頼します。
おむつ代	実費	施設で購入し、請求します。
行事費・教養娯楽費	実費	適宜、請求を依頼します。（事前に相談を行います。）
車いすレンタル料	自己負担分	個別に購入か、介護保険でのレンタルをしていただきます。
特殊な車いすレンタル料	自己負担分	
その他の介護用品等	実費	基本的に個人でご用意いただきます。施設で購入した場合は実費をいただきます。
医療費・薬代	自己負担分	※個別にて異なります。
居室内の清掃	1,000円/回	介護保険外での居室掃除を依頼される場合になります。
買い物代行サービス	1,000円/回	家族等での対応が不可及、介護保険外での買い物等を依頼される場合になります。
入院時の洗濯代行サービス	1,000円/回	家族等での対応が不可にて、洗濯を施設へ依頼される場合になります。
行政手続き代行サービス	1,000円/回	家族・代理人での対応が出来ない場合に依頼される場合となります。
特別な衣類のクリーニング代	自己負担分	ご家族・代理人での対応を依頼します。
ベッド使用料	自己負担分	介護保険でのレンタルをしていただきます。
退所時居室清掃・原状回復費（業者）	実費	施設の取引業者へ依頼します。

4. 入居時にお支払いいただく金額（入居金）

入居金（敷金）	96,000円	家賃3ヶ月分を前払い金として支払って頂きます。退居時のハウスクリーニング・原状回復費にて使用し、退去精算し残高を返還します。 入居金での償却は致しません。
入居月分	日割り計算	入居月の日割り分、家賃、管理費、日割り分を支払っていただきます。尚、食費に関しては、原則固定費ですが入居時は、日/1,250円（税別）での日割りにて精算します。

※介護保険サービス利用時の支払いは、当ホームと連携する事業所以外は、個別の契約により家族での各居宅サービス事業所へお支払いをお願いします。

※病院受診時の代金は、一旦施設にて立て替え翌月の請求時に一時立て替え分を保証人へ請求します。（請求書に記載）

※往診診療、薬局（薬）代は、原則的に家族及び代理人との医療・薬局機関契約となりますので、かかりつけの病院、薬局へ各自支払いをお願いします。

（薬局への支払いは、口座引落が可能です。）

※施設の月額支払いに関しては、金融口座振替にて処理します。（口座引落の手続きが遅れる際は、窓口にて現金での支払いとなります。）